

2022年3月4日

ウクライナ情勢を受けたロシア企業との取引に関する法的対応（Q&A）

弁護士法人 GIT 法律事務所

**Q1 ロシアを SWIFT から排除する措置が実施された場合の影響を教えてください。**

2022年2月26日、米国、英国、EU、カナダは、ロシアの一部の銀行を SWIFT（国際銀行間通信協会）から排除することに合意し、翌27日、日本も参加を表明しました。

EU 理事会は、本年3月1日付けにて、理事会規則<sup>1</sup>を公布し、同月12日をもってその別紙に列挙されたロシアの大手銀行及びその支配下にある法人に対して、金融データの交換のために用いられる特別な金融メッセージング役務を提供することを禁止しました。これにより、同日以降、ベルギーに所在する SWIFT（国際銀行間通信協会）は同規則において指定されたロシアの金融機関に対して役務提供を行うことができなくなります。日本は、EU と異なりベルギー所在の SWIFT の活動を直接的に規制することはできない立場であるものの、多数の日本の金融機関がそのサービスを利用していることに鑑み、このような EU の制裁に対して同調する旨の意思を表明したものとなります。

この2022年3月1日の EU 指令において、この措置対象はロシアの全銀行ではなく一部の銀行に留まる予定です。したがって、SWIFT 排除措置の対象外となるロシアの銀行に対して SWIFT を通じて送金することは可能です。また、日本のメガバンクのロシア現地法人も SWIFT 排除措置の対象ではないので、当該現地法人を介してロシア現地の銀行にルーブル建て送金をすることも、SWIFT を介さないので実施可能です（もっとも、この方法は邦銀の取扱いとして受け付けを拒絶される可能性があります）。

**Q2 当社はロシア企業から商品を輸入していますが、SWIFT 排除措置によりロシア企業に対して代金支払が不可能となった場合、債務不履行責任を負うのでしょうか。**

ロシアのウクライナ侵攻による制裁措置によって SWIFT から排除され、それによって代金支払が不可能になった場合、不可抗力免責により、債務不履行責任（遅延損害金の支払い及び契約解除を受けるリスク）を負わない旨を主張することが可能です。

---

<sup>1</sup> Council Regulation (EU) 2022/345 of 1 March 2022 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine

もっとも、實際上、不可抗力免責の範囲は事案ごとに決定されるものであるため、ロシア企業との間で協議の上、支払期限の猶予、代替的な送金方法の検討などを進める必要があります。

(1) 不可抗力免責条項 (Force Majeure) の確認

第一に、契約書を確認し、不可抗力免責条項 (Force Majeure) の有無を確認しましょう。特に、金銭債務の不履行は不可抗力免責の対象外とされている場合もありますので、注意してください。

(2) 不可抗力免責条項がない場合

ウィーン売買条約<sup>2</sup> (CISG) の適用があるか否かを確認しましょう。日本及びロシアも CISG に加入しています。そのため、契約書において CISG を明示的に排除する条項がない場合、CISG が適用されます。

① CISG の適用がある場合

CISG 第 79 条により不可抗力免責が定められていますので、不可抗力が認められる場合には免責されます。

② CISG の適用がない場合

契約書において、CISG の適用が明示的に排除されている場合、準拠法の定めに従って日本法、ロシア法等が適用されることとなります。この点、日本民法第 419 条第 3 項において、金銭債務の不履行については不可抗力免責の対象から除外することが明記されていますが、今回のような経済制裁などの特殊事情ではこの除外規定は限定的に解される可能性があります。ロシア民法第 401 条第 3 項にも不可抗力が定められており、事案によりその適用範囲を分析する必要があります。

**Q3 SWIFT 排除措置の対象外とされたロシアの銀行へ送金する場合、又は独自の国際決済システムを持つ中国などの第三国の銀行を中継して支払を行う場合、何に気を付ければ良いですか？**

現在、SWIFT 排除措置の主な対象はロシアの一定の大手銀行に限定されています。そこで、排除措置の対象外のロシアの金融機関に送金を行うことは可能です。ロシアの取引相手方が指定した従来のロシアの金融機関が SWIFT 排除措置の対象である場合、それ以外の金融機関を指定してくる場合があります。

---

<sup>2</sup> 「国際物品売買契約に関する国際連合条約」 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)

また、ロシアの取引先から、中国の国際銀行間決済システム（CIPS）など、SWIFT を經由せずに国際送金ができる第三国の銀行口座を指定してくる場合があります。

その指定に従って送金することにより、民事的には有効な支払と見なされます。しかし、日本の金融機関にその送金を依頼する場合、同金融機関が外為法第 17 条によりその支払が同法に違反しないかを確認しますので、虚偽申告となり禁止された支払を実施したものとして外為法違反の責任を追及される可能性があります。特に、指定されたロシア又は中国などの第三国の金融機関の口座名義がロシアの取引先と異なる場合には注意が必要です。

**Q4 当社は、ロシア企業と取引を行っており、当社製品を輸出する予定ですが、注意すべきことはありますか。**

ロシアに対する制裁措置の一環として、SWIFT 排除措置の他、一定の団体に対する輸出に係る支払の受領等が禁止されています。現在は、ロシアの政府系の研究所、企業等の 49 団体が対象となっていますが、今後、拡大する可能性がありますので注意が必要です<sup>3</sup>。

また、SWIFT 排除措置により、ロシアの取引先から製品代金を受領することができない可能性があるため、速やかに、代金先払いを要求し、代金受領に不安がある場合には当面の間、輸出を停止するなどの提案を行うなどの対応が必要です。

その輸出停止の法的根拠として、不安の抗弁権を主張することが可能です。不安の抗弁権は、一般に、双務契約において相手方の信用不安等により反対給付を受けられないおそれが生じたときに、自己の債務の履行を拒絶する権利を指します。これは、ウィーン売買条約第 71 条、日本法上もこれを認めた裁判例（東京地判平成 2 年 12 月 20 日判時 1389 号 79 頁、東京高判昭和 62 年 3 月 30 日判時 1236 号 75 頁等）があります。また、個別の契約条項に同趣旨の規定が設けられている場合もあります。

**Q5 当社は、複数のロシア企業と取引を行っております。ほとんどの取引先との間で米ドル建てにしていますが、一部の取引先との間で決済通貨としてルーブルが指定されています。ルーブル相場が暴落している現在、どのように対応すればよいでしょうか。**

対ロシア制裁措置を受けて、ルーブルの相場は暴落しています。これにより、契約上、決済通貨としてルーブルが指定されている場合、当初合意されていた支払金額では、取引対価として均衡を欠く状態となっていることが考えられます。

このような場合、事情変更の法理を根拠に、契約の解除、将来の契約条件の変更などが認められる可能性があります。したがって、まずは取引先と決済通貨に関する契

---

<sup>3</sup> [100308180.pdf \(mofa.go.jp\)](#)  
[100308182.pdf \(mofa.go.jp\)](#)

約条件の変更を協議し、取引先がそれを拒絶した場合には出荷停止を有効に主張することができる場合が多いものと考えられます。

事情変更の法理とは、契約締結後その基礎となった事情が、当事者の予見し得なかった事実の発生により変更し、このため当初の契約内容に当事者を拘束することが極めて苛酷となった場合に契約の解除や改訂を認める法理を指します。かかる法理は、ユニドロワ国際商事契約原則 Article 6.2.1 において言及され、また、日本法上もかかる法理の存在を認めた裁判例(東京高判昭和 30 年 8 月 26 日下民集 6 卷 8 号 1698 頁、最判平成 9 年 7 月 1 日 51 卷 6 号 2452 頁)があります。

以上